

藤田医科大学岡崎医療センター安全管理部安全管理室規程

施行 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、医療法及び医療法施行規則等に基づき、藤田医科大学岡崎医療センター（以下、当院という）の医療に係る安全管理体制を確保するために設置する安全管理室の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 安全管理室は、次の各号に掲げる者（以下、安全管理室構成員という）により構成する。

- (1) 安全管理室長
- (2) 安全管理副室長
- (3) 安全管理者
- (4) 事務員
- (5) その他病院長が必要に応じて任命した者

2. 安全管理室長は、安全管理室構成員を統括し、安全管理室の業務を行う。

3. 第1項第1号乃至第3号に掲げる者は、病院長が任命する。

4. 安全管理副室長は、室長不在の場合は、その職務を代行する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号乃至第5号に掲げる構成員の任期は、病院長が定める。

(職務)

第4条 安全管理者は、安全管理部長からの委嘱に基づき、安全管理のために次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 安全管理体制の構築

ア. 医療問題対策委員会及び安全管理のための委員会等における資料並びに議事録の作成、保存、その他庶務

イ. 医療安全指針及び医療事故防止マニュアル等の見直し

ウ. 定期的な院内巡視による医療安全対策の実施確認

エ. セーフティマネージャーの活動の統括

オ. 院内死亡例の情報把握、検討及び結果の医療問題対策委員会に対する報告

(2) 医療安全に関する職員への教育・研修の実施

ア. 安全管理研修会、及び医療安全に関する研修会等の企画及び実施、評価

イ. 採用者に対する医療安全の教育の実施

(3) 医療事故を防止するための情報収集、分析、対策立案等の実施

ア. インシデント報告書の内容確認、情報収集、現場確認及び分析

イ. インシデント報告書の修正、追加及び入力の手配

ウ. インシデントの評価、集計及び分析

エ. 安全管理報告書全件のレビュー及び室員カンファレンスによる警鐘事例の抽出、及び多職種合同で当該事例を検討するカンファレンスの開催（警鐘事例カンファレンス）

オ. 安全対策の立案、実施支援及び効果確認

(4) 医療事故への対応

ア. 安全管理報告書の内容及び現場からの聞き取りによる事故内容の把握と対応状況の確認

イ. 病院長及び関係他部署への連絡とミーティングの開催

ウ. 必要に応じた外部調査機構への報告

エ. 患者や家族への説明実施状況の確認、並びに必要な指導及び支援

オ. 事例検討会や医療事故調査委員会への調査協力

カ. 診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認及び必要に応じた指導

キ. 事例検討会及び事故調査委員会の報告書内容を踏まえた再発防止策の立案

ク. 再発防止策に関する、委員会での実施方法検討、関係部署への実施支援及び効果確認

ケ. 医療法第6条の11第3項に定められた医療事故調査等支援団体としての、情報提供、助言及び技術支援等

(5) 安全文化の醸成

ア. 安全文化（「医療に従事する全ての職員が、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方およびそれを可能にする組織のあり方」を意味し、以下同じ）の状況把握

イ. 安全文化を推進する情報や資料の収集、並びに当該情報及び資料の配布や掲示による啓発活動

ウ. 適切な情報提供や事例紹介、個人の責任を追及するものとならないような配慮、医療安全意識を高める働きかけ

（医療安全推進者（セーフティマネージャー）連絡会の設置）

第5条 医療安全推進者（以下、セーフティマネージャーという）は、各部署の所属長が選出し、安全管理室長が任命する。

2. セーフティマネージャーは、医療現場での安全を推進するため、次の各号に掲げる業務を担う。

(1) 医療事故を未然に防ぐための対策の立案及び実行

(2) 医療事故が発生した場合における患者及び当該部署の職員に対する対応、並びに組織としての損害を少なくするための防止策の立案及び職員に対する周知徹底

(3) 患者に安全な医療を提供するため、当該部署の職員に対する安全管理についての啓発及び教育の推進

3. セーフティマネージャーは、医療環境の改善及び職員の安全管理に関する意識向上を目的として、定期的な院内ラウンド（巡視）に参加する。

4. 安全管理室は、医療問題対策委員会の審議結果など、医療安全に関する情報を連絡・共

有するため、原則として隔月1回、又は必要に応じて臨時にセーフティマネージャー連絡会を開催する。

5. セーフティマネージャーは、安全管理室長が認めた場合は、前項に定めるセーフティマネージャー連絡会を、代理により出席することができる。

(プロジェクト・チームの設置)

第6条 安全管理室長は、職務上必要と判断した場合は、プロジェクト・チームを設置することができる。

2. プロジェクト・チームの構成員(以下、PJ構成員という)は、安全管理室長が指名する。
3. プロジェクト・チームの設置、業務内容、任期及び解散については、安全管理室長が定める。
4. PJ構成員は、プロジェクト・チーム業務を遂行するに際し、安全管理室構成員の指示に従う。

(安全管理報告書の保存期間)

第7条 安全管理報告書は、同報告の入力日の翌日から起算して1年間保存する。

(守秘義務)

第8条 安全管理室構成員及びセーフティマネージャーは、会議活動及び安全管理室の業務上知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、安全管理室の運営に関し必要な事項は、安全管理部長が定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。